

# 医療機関と物販規制

ポイントは、2点

①医療機関の**非営利性**に抵触するか？

②**医業の範囲**に含まれるか？

# 問題意識① 非営利性との関係

---

医療法、及び通達（『医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について』（医政指発0330第4号））において医療機関には非営利性が求められている。

※ただし、個人開設の診療所については、争いあり。

# 問題意識① 非営利性との関係

では、非営利性とは？

医療法及び通達『医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について』（医政指発0330第4号）から読み取れる基準

- (1) 医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと
- (2) 医療機関の運営上生じる剰余金を…中略…分配しないこと
- (3) 医療法人の場合は、…中略…収益事業を経営していないこと

# 問題意識① 非営利性との関係

---

医療機関の物販が医療機関の非営利性と直接抵触すると言えるかは微妙であり（少なくとも、（１）（２）の側面と抵触の余地はない）、判断は分かれうる。

## 問題意識② 医業の範囲内に含まれるか？

医療法第1条の5

病院及び診療所は「公衆又は不特定多数人のため**医業又は歯科医業**を行う場所」



個人開設の診療所の業務範囲には、法令上**明確な**限定はなく（**解釈上はあり得る**）、医療法人に関しては、解釈上、医業に付随する業務も行えるとされている（通達『医療法人の業務範囲』＜平成30年3月30日現在＞参照）。

## 問題意識② 医業の範囲内に含まれるか？

平成26年2月18日規制改革会議 健康・医療WG（第17回）  
厚生労働省医政局指導課長発言

サプリメントの販売について

「医療提供の一環として、医療機関で患者さんにこれらを販売することは現在でも可能で、…中略…院内の売店などで食品を販売するというのはもちろん可能ではあるのです。」

平成26年6月13日規制改革会議  
規制改革に関する第2次答申

「医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環として…中略…サプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。」

平成26年8月28日付厚生労働省医政局総務課事務連絡

『医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について』

「医療機関において…中略…サプリメント等の食品の販売を行うことは、当該販売が、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである限り、以前から可能です」

## 問題意識② 医業の範囲といえるための条件

### ①患者のために行われること

不特定多数に対する販売はできない(インターネットを利用した販売はできない)。

※平成27年4月17日『医療機関におけるコンタクトレンズの販売等に関する質疑応答集』

「不特定多数人を対象として、診察を行わずにコンタクトレンズを販売する場合は、医業に付随するものとは言えないことから、医療機関で行うことはできず…」

### ②療養の向上を目的として行われること

- ・ 歯科クリニックで歯ブラシを販売することはOK
- ・ 内科で六法全書を販売することはNG



では、MS法人に委託して売れば良いのか？



医療法人に関する参考通達としての医療法人の業務範囲＜平成30年3月30日現在＞

#### IV. 附随業務

③ ①において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあっては、…中略…①の前段に該当しないものであるときは、付随する業務に含まれないものとして取り扱います。



MS法人に委託した場合も、インターネットによる物販は、付随業務に含まれず、少なくとも医療法人は行えない（逆にいうと委託しなければ行えると解する余地あり。）

# 結論

医療機関は、**病院等の建物内の売店**でサプリメント等を販売することはできるが、**インターネット等で販売することはできない。**

インターネット等で販売する場合には、**別法人を設立**し（医療機関と取引関係がないことが望ましい。）、当該法人が事業主体となって販売する必要がある。

ただし…

平成26年2月18日規制改革会議 健康・医療WG（第17回）議事録

「是非、附帯業務の拡大に関しては、医療・介護を削減するという観点から、病院でやったほうがいいのではないかとこのことを幅広く捉えていただきたい」  
「もっといろいろできるようにすべきではないという件…中略…については、検討していきたいと思っています。」

➡ **今後、物販が可能な範囲が拡大される可能性はある**

※既に現時点においても、多様な販売方法がとられている。